

平成30年7月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(H 30.9)

	地方海難審判所(全国8か所) 25件
事件種類(件)	衝突17, 乗揚4, 死傷, 転覆, 施設損傷及び遭難各1
関係船舶(隻)	漁船18, モーターボート6, 貨物船6, 遊漁船5, 旅客船, 巡視船, 油送船, 瀬渡船, ヨット, 押船及びバージ各1

平成30年7月中に言い渡された裁決25件のうち, 1件[油送船と瀬渡船の衝突事件:門司地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので, ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/30nen/6mj/mj3007/29mj023.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく, 以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【**海難の概要**】 夜間、A船(55トン)が北上中、B船(4.8トン)が南下中、A船の左舷船首部にB船の左舷中央部が衝突した。

【**発生日時**】 平成29年3月4日 06時05分

【**発生場所**】 鹿児島港

【**死傷者**】 左鎖骨遠位端骨折等1人(B船釣り客)、頭部打撲傷等2人(B船釣り客)

【**損傷等**】 A船: 左舷船首部外板に修理を要しない擦過傷等
B船: 左舷中央部に亀裂等

《**原因**》 船長Bが、見張り不十分で、無難に航過する態勢のA船の至近で左転し、A船の前路に進出したことによって発生した。

《懲戒》

船長B: 小型船舶操縦士の業務を1箇月停止

船長A: 原因とならず不懲戒

《航法の適用》

海上衝突予防法38条、39条(船員の常務)

A船が汽艇等以外の船舶、Bが汽艇等に該当し、港則法18条1項が適用される。

また、両船の間に衝突の危険が生じたのは、B船が左転した衝突の約15秒前、船間距離90mのときで、A船に衝突を避けるための措置をとる時間的、距離的な余裕がなかったため、海上衝突予防法40条の規定(他の法令による航法等についてのこの法律の規定の適用等)により、同法38条、39条の船員の常務を適用する。

《原因の背景》

船長Bは、自船は明るい作業灯を点灯しているので他船が避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わず、A船に気付かずに左転した。

《**解説**》 海難審判の裁決では、どうしても衝突を避けることができない状況(回避可能性がない)のとき、「前路進出」という用語を使う。

